

令和8年6月24日貝島町公民館消防設備点検報告書

- 1 日時** 令和8年6月24日（水）9：00～10：00
- 2 場所** 貝島町公民館
- 3 参加者、機関** 大河原幾雄商店 1名
貝島町自治会 執行部 1名

4 内容 貝島町公民館で法的に点検が必要なのは以下の機器です。

消火器の点検

清掃、使用期限、圧力測定をしていただいた、問題なし。

非常ベルの点検

動作、バッテリー残量の確認、問題なし。

誘導灯の点検

内蔵されている照明管が機能など問題なし。

絶縁の確認

ブレーカー側から、消防機器、および配線に高い電圧をかけて確認、問題なし。

避難ハシゴの確認

避難ハシゴは、降下避難場所は、壁になっている方が望ましいが機能としては問題なし。

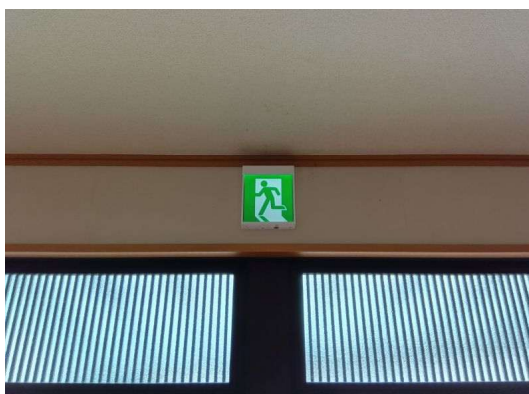
5 写真など



1 * 消火器の点検 1 階



2 * 消火器の点検 2 階



3 * 誘導灯の確認



4 * 絶縁の確認



5 * 非常ベルの確認



6 * 避難ハシゴ引っ掛け



7 * 避難ハシゴ降下



8 * 避難ハシゴ収納

6 その他

令和8年5月に自治会管理の集会場は消防上の用途が【15項】に変更になった。それによると以下の規制が緩和になった。（貝島町公民館に適用される）

- ① 防火管理者の選任が不要になった。
- ② 消防設備点検報告書の消防本部への報告サイクルが3年に1度になった。
（これまでは1年に1度報告、ただし点検そのものはこれまでどおり半年に1回）
- ③ 消防訓練実施の届出が不要になった。ただし自主的な訓練を推奨する。

また、避難ハシゴで高齢者が避難するのは困難が伴うため、消防力を上げるために消火器の追加設置の見積りを依頼した。（消防推奨）

なお、今回の点検では消防法上の不具合は確認されませんでした。

以上